

斐伊川流域治水協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「斐伊川流域治水協議会」（以下「協議会」）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、斐伊川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 斐伊川流域で行う流域治水の全体像の共有・検討
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表
- 三 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて第1項による委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて第2項による構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所が務める。

(附則)

本規約は、令和2年 7月31日から施行する。

令和2年12月17日一部改正

令和3年 1月18日一部改正

斐伊川流域治水協議会

(委 員)

鳥取県 危機管理局長

鳥取県 生活環境部長

鳥取県 県土整備部長

島根県 土木部長

島根県 農林水産部 次長

米子市長

境港市長

松江市長

出雲市長

安来市長

雲南市長

奥出雲町長

飯南町長

国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所長

農林水産省中国四国農政局 宍道湖西岸農地整備事業所長

林野庁近畿中国森林管理局 島根森林管理署長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林整備センター 松江水源林整備事務所長

斐伊川流域治水協議会幹事会

(構成員)	国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所	副所長
	国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所	総括保全対策官
	農林水産省中国四国農政局	宍道湖西岸農地整備事業所	工事第二課長
	林野庁近畿中国森林管理局	島根森林管理署	次長
	国立研究開発法人	森林研究・整備機構	
	森林整備センター	松江水源林整備事務所	次長
鳥取県	危機管理局	危機管理政策課長	
鳥取県	生活環境部	水環境保全課長	
鳥取県	県土整備部	河川課長	
島根県	土木部	河川課長	
島根県	農林水産部	農地整備課長	
島根県	農林水産部	森林整備課長	
米子市	防災安全監		
米子市	都市整備部長		
米子市	総合政策部長		
境港市	総務部防災監		
境港市	建設部長		
松江市	防災安全部長		
松江市	都市整備部長		
松江市	大橋川治水事業推進部長		
出雲市	防災安全部長		
出雲市	都市建設部長		
安来市	建設部長		
安来市	総務部次長		
雲南市	防災部長		
雲南市	建設部長		
奥出雲町	総務課長		
奥出雲町	建設課長		
飯南町	総務課長		
飯南町	建設課長		